

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 5 の部第 1 項に次の 3 号を加える。

- (16) 法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる 2 以上の工事の全体計画に関する認定の申請（1 件につき） 27,000 円
- (17) 法第 8 7 条の 2 第 2 項の規定において準用する同法第 8 6 条の 8 第 3 項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる 2 以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請（1 件につき） 27,000 円
- (18) 法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場への一時的な用途変更に係る許可の申請（1 件につき） 120,000 円

別表の第 9 の部第 1 号中

「 法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（1 件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第 3 0 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表の第 5 の部(1)に規定する手数料の額を加算した額 」  
を

「 法第 2 9 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請

ア 法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（1 件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第 3 0 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表の第 5 の部(1)に規定する手数料の額を加算した額

イ 法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項を記載する場合は、申請に係るそれぞれの建築物ごとに、次の表に掲げる項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項手数料の額の欄に掲げる額の手数料を加算した額 」

に改める。

別表の第 9 の部第 2 号中

「 法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（1 件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第 3 1 条第 2 項において準用する同法第 3 0 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表の第 5 の部(1)に規定する手数料の額を加算した額 」

を

「 法第 31 条第 1 項及び法第 29 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請

ア 法第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（1 件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表の第 5 の部 (1) に規定する手数料の額を加算した額

イ 変更（法第 29 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下ウにおいて「計画」という。）に係る建築物に関し同条第 3 項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が 2 以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物ごとに、次の表に掲げる項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項手数料の額の欄に掲げる額の手数料を加算した額

ウ 計画に法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第 1 項の規定に基づく認定の申請とみなして前号の規定を適用して算定した額

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の第 9 の部の改正規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）の施行の日から施行する。